

公募型プロポーザル方式による技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和7年4月30日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

（1）業 務 名

「こどもまんなかマナーアップ県民運動事業」業務

（2）業務内容

「こどもまんなかマナーアップ県民運動事業」業務委託仕様書のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- （1）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- （2）入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- （3）入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「5 企画・製作」、小分類「5 広告・広報」「6 イベント企画・運営」及び「7 デザイン企画」であり、格付区分がA又はBであること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- （5）岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- （6）岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- （7）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- （8）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （9）岡山県税を滞納していない者であること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部子ども未来課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電 話（086）226-7347

FAX (086) 226-7902

- 4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、「技術提案参加資格確認申請書」（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間

令和7年4月30日（水）から令和7年5月29日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県子ども未来課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/>）

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和7年4月30日（水）から令和7年5月16日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②提出場所

上記3の場所に同じ

③提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては「参加資格不適合通知書」（様式第2号）により結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年5月26日（月）までに、上記3の宛先にファックスする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

①受付期間

令和7年4月30日（水）から令和7年5月26日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第3号）によりメールを送付すること。ただし、メールが届いていることを電話で契約担当者を確認すること。

③宛先

岡山県子ども・福祉部子ども未来課

E-mail : kosodate@pref.okayama.lg.jp

④回答

岡山県子ども・福祉部子ども未来課ホームページに回答を掲載する。

⑤技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

①提出期限 令和7年5月29日(木)午後5時まで

②提出場所 上記3の場所に同じ

③提出書類

ア 提案書 様式第4号(1部)

イ 企画提案書(様式は定めないがA4縦(横書き)左綴りとする)(5部)

- ・企画提案全体の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。
- ・業務の実施体制に関する資料(様式任意)として、本業務の責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。

ウ 会社概要(5部)

- ・会社概要(様式任意)、既存のパンフレット等でも可。共同提案の場合は、全参加企業の概要を添付すること。

エ 当該事業類似事業に係る資料(過去5年の事業一覧)(5部)

- ・主な実績についてその内容や成果が分かる資料を添付すること。

オ 見積書(様式任意。その内訳を記載)(1部)

- ・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

カ 県税納税証明書(県税に滞納がないことの証明書)(1部)

- ・提出日前3か月以内のものに限る。

(2) 技術提案書の説明

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日時 令和7年6月2日(月)(予定)

②場所等の詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。

7 契約書の作成要否 要

なお、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

8 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

9 採用者の決定方法

委託事業の内容に係る技術提案書と経費見積書に基づき、別途設置する選定委員会で審査の上、総合的に判断して採用者を決定する。

＜配点＞ 技術提案：経費見積書＝ 90：10

（１）最優秀提案者の選定方法

- ①選定委員会に先立ち、同事務局は経費見積書の価格に対する評価について事前評価する。
- ②委員は、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、総合的に提案の評価（100点満点）を行い、事務局が集計する。
- ③集計結果をもとに全委員による協議を行って最優秀者を選定し、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。なお、当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、委員の協議により順位を決定することとする。

10 その他

- （１）技術提案参加に係る費用は、参加者負担とする。
- （２）審査の過程において追加資料を求める場合がある。また、業務受託者決定後、企画内容について一部調整する場合がある。
- （３）提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- （４）採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- （５）詳細は、「こどもまんなかマナーアップ県民運動事業」業務委託仕様書による。